

土地の有効活用と治安維持・危険防止のため、  
空き家を解体するという選択

申請には、現地調査が必要です。  
まずは、お気軽にご相談ください。

周辺の生活環境保全のため、ぜひ空き家の解体を  
ご検討ください。

### 危険老朽空き家物件調査事業

解体費用および解体後の更地価格の概算額を算出する  
ための調査

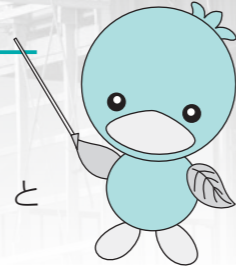
**補助金額 最大10万円 (実費相当額)**

### 危険老朽空き家解体事業

空き家の解体、撤去および処分に係る工事\*

**補助金額 最大50万円 (補助率2分の1)**

※同一物件に交付できる補助金の額は、「調査事業」と  
「解体事業」の合計50万円を限度とします。



# 支援します 空き家解体を

#### 対象となる空き家

- 昭和56年5月31日以前に建築された居住用の空き家であること
- 補助対象空き家を含む敷地のすべてが1年以上使用されていないこと
- 町が定める基準に基づき、「危険老朽空き家」と判定された空き家であること など

## 埼玉県北部地域で『空き家バンク』を行っています

埼玉県北部の7市町（熊谷市、本庄市、深谷市、神川町、上里町、寄居町、美里町）で  
連携して空き家バンク制度を行っています。

#### ◎募集します

お持ちの空き家を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ登録をお願いします。  
まずは、建設課 管理係までご連絡ください。  
宅建業者などによる調査を行い、登録可能か判断します。  
※登録された空き家は、埼玉県北部地域空き家バンクホームページなどで情報を公開し  
ています。



ホームページ  
QRコード

## 『美里町空き地バンク』登録にご協力ください！

空き地を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ一度ご相談を！

空き地（宅地、雑種地、農地）の有効活用により、荒廃防止と町内への定住促進による  
地域活性化を図ることを目的として、空き地バンク制度を行っています。

#### ◎募集します

空き地を売却・賃貸したいかた、空き地を利用・購入したいかたは、ぜひ登録をお願  
いします。また、町と協定を締結した宅建協会による空き地の活用相談も行っています。  
まずは、建設課 管理係へご相談ください。



ホームページ  
QRコード



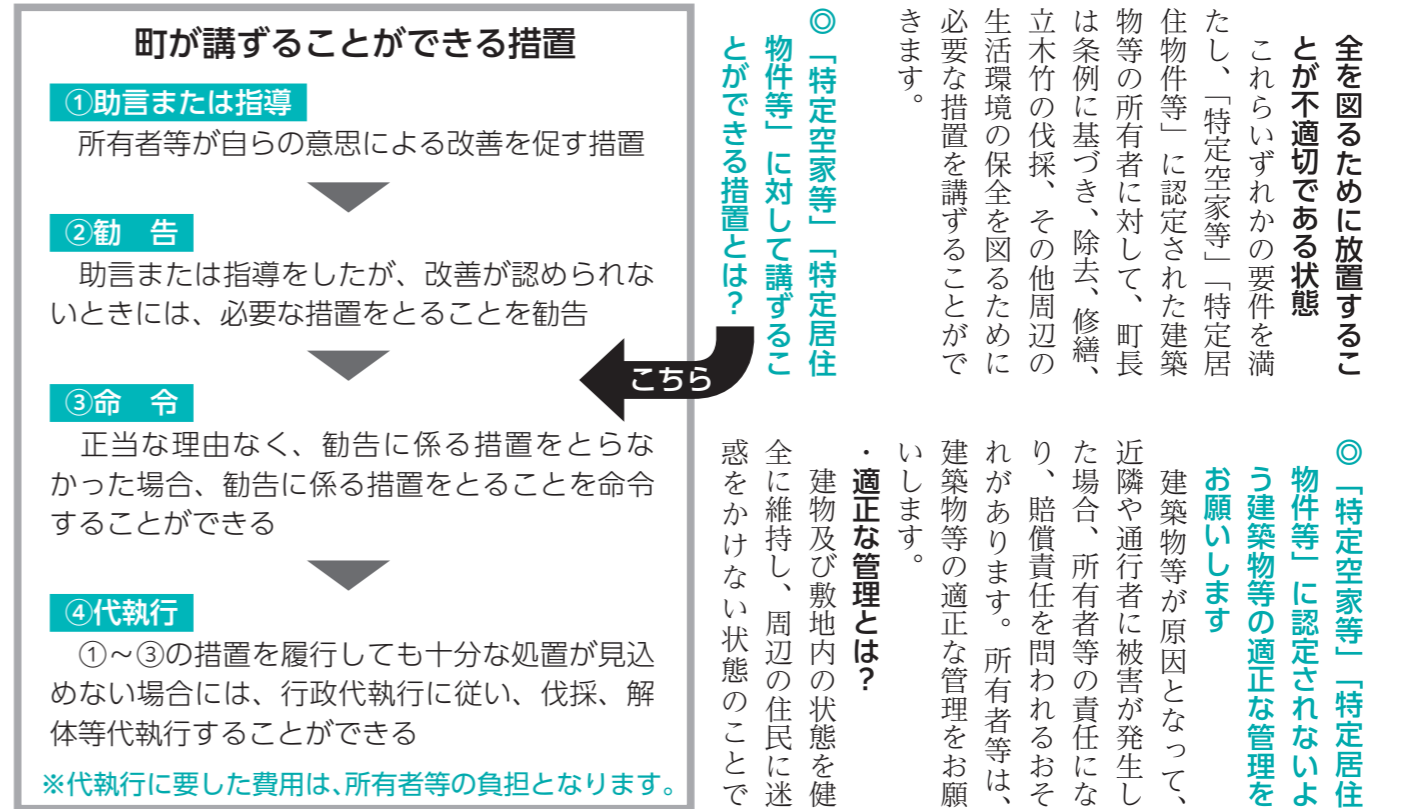
建設課 管理係からのお知らせ ☎76-5134

## 建築物等の適正管理をお願いします

令和3年10月から、「美里町まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例」を施行しました。これにより、適正な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある建築物等（「空家」及び「居住物件」）の所有者等（所有者又は管理者）に対して、町長は「特定空家等」及び「特定居住物件等」に認定し、必要な措置を講ずることができるとしています。建築物等の所有者等は、適切に管理し、管理不全状態としないうよう努めてください。

◎措置の対象となる「特定空家等」「特定居住物件等」とは？

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保



### 各種制度をご利用ください！

町では、空き家バンク、空き地バンク、空き家解体の支援の制度を設けています。  
詳しくは、7ページをご覧ください。